

日本医療薬学会功績賞選考規程

第1条 日本医療薬学会は、本学会の発展・運営に貢献した会員の功績を顕彰するため、日本医療薬学会功績賞を制定する。

第2条 賞は賞状等および副賞とする。詳細については別に定める。

第3条 授賞対象者は、第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げた者とするほか、別に定める受賞資格及び必要事項を満たす者とする。

第4条 表彰は年1回とする。

第5条 授賞候補者は功績賞・振興賞選考委員会が選考する。

第6条 会頭は、前条による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞者を決定する。

第7条 受賞者の表彰は学会賞表彰式において行う。

第8条 本規程は、理事会の議を経て改廃する。

附則 この規程は2019年10月3日より実施する。

2019年10月3日 改正